

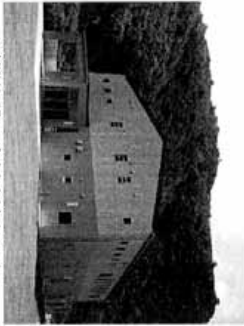
1 1 防災及び国土保全に係る施設の整備 (1) 防災対策

小笠原諸島は、台風や大雨、津波等の災害を受けやすい条件にあり、これまで昭和35年のチリ地震による津波や昭和58年の台風17号により、大きな被害を受けている。

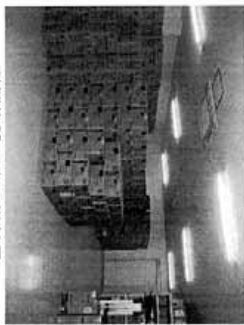
近年では、平成12年及び平成22年に、小笠原諸島近海を震源とする震度4、マグニチュード7を超える近地地震による津波、また平成23年には東日本大震災に伴う津波の発生により、住民の防災意識は高まっている。
現在、南相トラフ地震等による大規模津波の襲来が、小笠原諸島にも想定されており、国や都による被害想定では、居住地域の大部分が津波による浸水地域となる可能性が示されている。

<小笠原村の取組>

- ・ 災害対策基本法に基づき地域防災計画を策定
- ・ 平成16年度に都が実施した津波浸水予測調査に基づき、津波ハザードマップを作成
- ・ デジタル防災無線の導入、各家庭や事業所には戸別端末を設置、防災時の情報伝達体制を整備
- ・ 島内に5箇所の避難所を指定、備蓄倉庫を15箇所設置、飲料水・食糧などの災害備蓄品を約3日間分保存
- ・ 東日本大震災などの教訓、南海トラフ地震による津波想定を踏まえた津波災害に対する情報発信体制の再整備、津波避難施設・避難路の整備、初動態勢の確立、防災訓練の実施



避難施設：奥村交流センター



避難施設の中の備蓄品

<都の取組>

- ・ 災害対策基本法に基づき、「東京都地域防災計画・震災編」、「風水害編」、「火山編」及び「大規模事故編」を策定
- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、平成23年度に「東京都防災対応指針」を策定するとともに、平成24年度に「首都圏下地帯等による東京の被害想定」を決定し、これらを踏まえて東京都地域防災計画を修正
- ・ 平成25年度に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表

- ・ 平成26年度に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」等を踏まえ、「東京都地域防災計画・震災編」及び「風水害編」を修正
- ・ 都の関係局及び島しょ町村で構成される「津波対策に関する島しょ町村との連絡会」を設置
- ・ 東京都防災行政無線網の構築及び衛星携帯電話等の代替通信手段の確保により、災害時における村との重層的な連絡体制を確保

小笠原村の南海トラフ地震による主な被害（最大）		
項目	被害想定結果	備考
建物被害（建物全壊）	約130棟	全件が津波による被害
人的被害（深夜）	約90人	

（「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定報告書」より）

現状と課題

- （計画策定）
現在の小笠原村の地域防災計画やハザードマップは、南海トラフ地震等による新たな被害想定を踏まえたものになっていないため、早期に改善する必要がある。
- （孤立化・物資確保等）
東日本大震災の教訓の一つであり、南海トラフ地震等により想定される離島の孤立化などの被害を防止する対策の早期検討が求められる。
【想定される「孤立化」】
・ 津波災害による港湾施設の破損や航路障害により、定期船の運航中止等の交通手段の断絶が発生し、本土からの救援物資や救援隊が途絶えることが予想される。
・ 父島では、集落間をつなぐ郵道の被災による集落地域の分断が予想される。
- 発電所・カウンスラント・商店などの生活に欠かせない施設、村役場・警察署などの公共施設の浸水など大きな被害が予想される状況となっており、エネルギー源の確保や避難生活に必要な機能・物資の確保の在り方の検討が必要である。
- 父島・母島とも、集落域内に整備してきた公共施設や住民生活を支える機能の多くは海岸沿いの低地にあり、津波等により被災する可能性が高い。一方、高台には平地はほとんどなく、被災対策としての高台移転等には限度がある。
- （地域防災力の向上）
東日本大震災からの時間の経過に伴い、住民の危機意識の希薄化や観光客などの一時的滞在者の避難の遅れが懸念される。
また、災害発生時の高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者への適切な支援や、消防団員の充足など、自助・共助の取組の推進が求められる。

今後5年間の取組

- (計画策定)
 - 南海トラフ地震等による新たな被害想定を踏まえて作成したハザードマップ基本図に基づき、小笠原村のハザードマップの見直しを支援するとともに、津波避難計画策定指針を作成し、小笠原村の津波避難計画の策定等を支援する。【都】
 - 国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を活用し、小笠原村が避難勧告等の判断基準や伝達方法を設定するための支援を行う。【都】
 - 避難所管理運営マニュアルの作成を働き掛けるなど、小笠原村の取組を支援する。【都】
- (孤立対策・物資確保対策等)
 - 関係各局と島しょ町村とで構成される「津波対策に関する島しょ町村との連絡会」を活用し、各町村との情報共有や意見交換を行い、津波等対策の推進について検討していく。【都】
 - 避難道路の具体的な検討や公共施設の高台移転の調査を進めるとともに、港湾施設の改良、防災拠点への太陽光発電設備等の導入及び避難所・防災倉庫等の防災施設の整備・充実を図る。【都・村】
 - 都、小笠原村、住民、事業者等の各主体が連携し、食料・飲料水を分散備蓄するなどと、発災後1週間程度の物資の確保を目指す。【都・村】
- (地域防災力の向上)
 - 住民や観光客等の災害への対応力向上のための普及啓発を推進する。【村】
 - 地震や津波等を想定した総合防災訓練について、都と小笠原村との合同実施を検討し、新たな避難計画の策定や、その後の防災訓練に生かしていく。【都・村】
 - 避難行動要支援者の実態を把握するなど避難支援体制を強化しつつ、防災訓練、消防団の入団促進及び女性・青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育の実施を通して、地域防災力の向上を図る。【都・村】

年次計画

具体的な取組	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
計画の策定等	策定・運用				
孤立化対策・物資確保対策等	継続				
地域防災力の向上	継続				

1 1 防災及び国土保全に係る施設の整備
(2) 国土保全対策

小笠原諸島は台風の常襲地帯であり、土砂災害等から住民や観光客の生命と財産を守るため、砂防、地すべり対策を実施している。
ハツ瀬川上流3支川においては、流路工や砂防堰堤の構築を進めており、大谷川においては、堤岸構築に伴う対策方法の検討及び今後の整備計画を策定した。

現状と課題

- 事業箇所には島外の地権者が多く、また、地権者の世代交代が進んでいるため所在確認に時間を要する。そのため、事業者手に必要な砂防指定や用地買収が難航し、早期の整備が進んでいない。

今後5年間の取組

- ハツ瀬川上流3支川及び大谷川において、流路工、管理用道路等の砂防施設の早期整備に向けて取り組む。【都】
- 津波、台風、土砂災害等の発生が想定されることを踏まえ、砂防、地すべり対策等の防災及び国土保全に係る施設を引き続き整備し、国土の保全と住民・観光客等の安全の確保を図る。整備に当たっては、自然環境や景観との調和を図りつつ進める。【都】
- 土砂災害警戒区域等の指定を進め、警戒避難体制の整備を進めていく。【都・村】

年次計画

具体的な取組	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
砂防施設の整備	継続				
大谷川	工事用道路		管理用道路		
警戒区域等の指定及び警戒避難体制の整備	整備				



ハツ瀬川砂防施設



大谷川砂防施設